

改訂コーポレートガバナンス・コード(以下、「コード」という)を踏まえたコーポレート・ガバナンス報告書(以下、「CG報告書」という)の提出期限(2021年末)が経過し、各社の改訂コードへの第1段階の対応は出揃った。そして、第2段階の対応である、本年4月4日からの東証市場区分直しに対応した、プライム市場上場会社向けの改訂コードの適用が直前に控えている。

このタイミングで、第2段階のプライム市場上場会社向けの改訂コードの適用を踏まえたCG報告書の傾向や留意点を整理するとともに、出揃った第1段階でのCG報告書における開示内容を俯瞰してその傾向や課題について整理したい。

前者は「プライム市場向け原則への対応編」として本号にて、後者を「コード改訂対応の開示の傾向と課題編」として次号(2022年5月1日号)No.1643( )において取り上げる。

## 各社の対応状況

る。なお、「少なくとも」と明言されているのは、個人投資家向けのプラットフォームの導入を排除するものではないという趣旨である<sup>(1)</sup>。

(1) 島崎征夫・池田直隆・浜田幸・島貫まどか・西原彰美「コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業の対話ガイドラインの改訂の解説」商事法律2266号(2021)4頁22頁

## 第1章

# エクスプレインの困難性を念頭に 議決権行使プラットフォームの 利用に係る対応上の留意点

### 【この章のエッセンス】

- コード改訂を踏まえ、議決権行使プラットフォーム利用企業は再び大きく増加している。
- プライム市場上場企業では、当初より8割程度の利用が見込まれ、利用しない企業の説得的なエクスプレインは容易ではない。

### 《補充原則1―2④》

上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳を進めるべきである。特に、プライム市場上場会社は、少なくとも機関投資家向けに議決権電子行使プラットフォームを利用可能とすべきである。

## 改訂内容

コード改訂により新設された補充原則1―2④後段は、特にプライム市場上場会社について、「少なくとも機関投資家向けに議決権行使プラットフォームを利用可能とすべき」としている。そのため、プライム市場上場会社は、議決権行使プラットフォームを利用していない場合は、本補充原則をコンプライしていないことにな

議決権行使プラットフォームを利用している参加発行会社の数は、図表1のとおり、コードの上場会社への適用が開始された2015年から年々増加傾向にある。2022年3月30日時点の(株)ICJによる集計<sup>(2)</sup>によれば、1,621社(上場会社全体の約42%)の上場会社が議決権行使プラットフォームを利用している。

2021年12月末時点の東証集計<sup>(3)</sup>によると、補充原則1―2④をコンプライする上場会社の比率は、2021年12月末時点で、市場第一部上場会社では、63・47%、プライム市場選択会社では、69・97%といずれも70%を下回る水準にとどまる。

ただし、東証の調査によると、市場第一部上場会社についていえば、その60・3%が議決権行使プラット